

「調布市障害者総合計画」の一部改訂について

1 計画の位置づけ

市町村にて定める障害者福祉に関する計画は、以下の3つの計画があります。
 現行の「調布市障害者総合計画」は、この3計画を一体化して策定しています。

| | |
|---------|---|
| 障害者計画 | 【根拠法】障害者基本法第11条第3項 市の障害者施策全般に関する基本的な計画 (計画期間：6年) |
| 障害福祉計画 | 【根拠法】障害者総合支援法第88条 ^{※1} 第1項 市の障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画(計画期間：3年) |
| 障害児福祉計画 | 【根拠法】児童福祉法第33条の20第1項 市の障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する計画(計画期間：3年) |

これらのうち、「障害者計画」部分については、令和6年度から令和11年度までの6年間の計画を既に定めています。

「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」部分については、令和6年度から令和8年度までの3年間となっているため、本委員会では、現在の「調布市障害者総合計画」の一部改訂として、新たに「第8期障害福祉計画」及び「第4期障害児福祉計画」部分の検討を行います。

2 計画の期間

計画の期間は、「第8期障害福祉計画」「第4期障害児福祉計画」とともに、令和9年度から令和11年度までの3年間^{※2}とします。

| (年度) | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
|---------|------------|----|------------|-----------|------------|----|------------|----|----|-----------|-----|-----|
| 障害者計画 | 障害者計画 | | | | | | 障害者計画 | | | | | |
| 障害福祉計画 | 第5期障害福祉計画 | | | 第6期障害福祉計画 | | | 第7期障害福祉計画 | | | 第8期障害福祉計画 | | |
| 障害児福祉計画 | 第1期障害児福祉計画 | | 第2期障害児福祉計画 | | 第3期障害児福祉計画 | | 第4期障害児福祉計画 | | | | | |

※1 正式名称：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

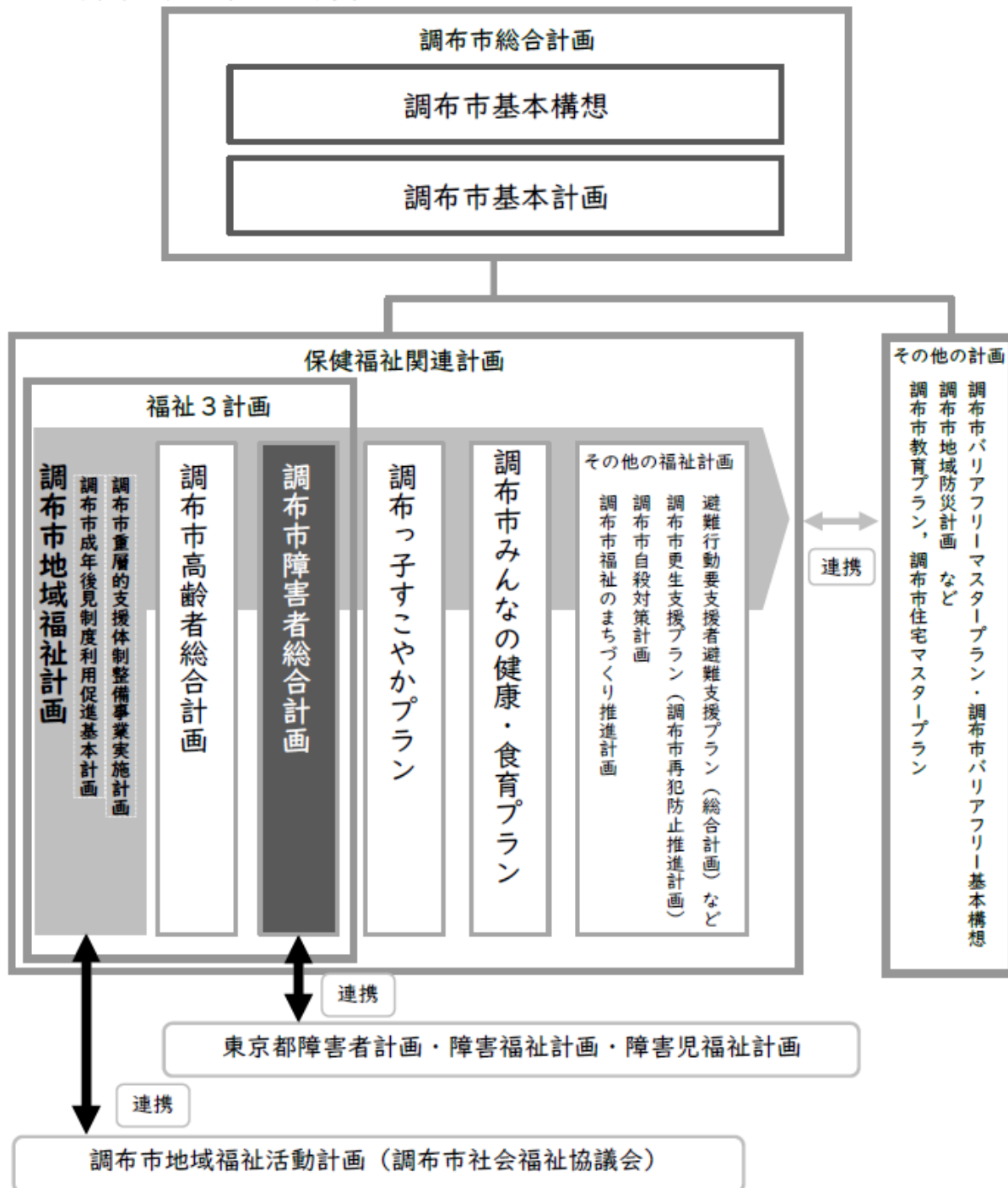
※2 「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」については、国が示す基本指針（平成18年厚生労働省告示第395号「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」）のもと、全国の都道府県及び区市町村で計画期間を統一して定めることとなっています。

3 他の計画との関係

「調布市障害者総合計画」（第8期調布市障害福祉計画・第4期調布市障害児福祉計画）は、市の基本計画や他の保健福祉関連計画等と整合性を図ります。

- 調布市総合計画
- 市の他の保健福祉関連計画及びその他計画
- 東京都障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画

■ 調布市の他の計画との関係イメージ図



4 計画の将来像と基本理念

市においては、「調布市地域福祉計画」「調布市高齢者総合計画」「調布市障害者総合計画」を「福祉3計画」と呼称し、各分野の切れ目のない一体となった福祉の推進を図っています。

令和6年度から令和11年度までの「福祉3計画」においては、以下のとおり、共通の将来像と基本理念を定めています。

(1) 将来像

みんなで支え合う，誰一人取り残されない，ともに生きるまち

(2) 基本理念

(理念1) 誰もが自分らしく暮らし続けることができる地域社会

誰もが住み慣れた地域や自らが選んだ場所で、自分らしく、いきいきと、安心して、必要な支援を受けながら自立して暮らし続けることができる地域社会を目指します。

そのために、必要なサービスや支援が行き届く体制づくりと、主体的な活動や自己決定による暮らし、社会参加を促進する環境づくりを進めます。

(理念2) 互いに認め合い、尊重し合い、ともに生きる地域社会

年齢、障害の有無、性別、人種その他の違いにかかわらず、多様性を認め合い、互いを尊重し合いながら、ともに生きる地域社会を目指します。

そのために、一人ひとりの能力・個性・意欲等が発揮・尊重され、誰一人社会から孤立することのない地域づくりに取り組みます。

(理念3) 世代や属性を超えてつながり、住民全体で支え合う地域社会

一人ひとりが世代や属性を超えてつながり、互助・共助の担い手となって、住民主体の支え合いによる地域社会を目指します。

そのために、地域住民、地域組織、ボランティア、事業者などの多様な主体、関係機関、行政が連携・協働しながら、地域全体で支え合う仕組みづくりを進めます。

(理念4) 多様なニーズに応じた切れ目のない包括的な支援体制

複雑化・複合化する多様なニーズを把握し、受け止め、切れ目のない支援を一体的・包括的に行う重層的な支援体制の充実を目指します。

そのために、福祉分野のみならず他分野とも連携し、多機関協働による包括的な支援や多世代・多分野の交流、多様な担い手が専門性や強みをいかす取組を進めます。

5 障害者福祉制度の動向

現行の「調布市障害者総合計画」の策定（令和6年3月）以降にも、国や東京都において新たな法律等の制定、改正等があり、市においてもそれぞれの内容に応じた取組が求められています。

| | |
|----------------|---|
| 令和6年4月 | 「障害者差別解消法」一部改正の施行 ・事業者による合理的配慮の提供等の義務化など |
| 令和7年6月 | 「手話施策推進法」施行 |
| 令和7年7月 | 「東京都障害者情報コミュニケーション条例」施行 |
| 令和7年10月 | 「障害者総合支援法」一部改正の施行 ・「就労選択支援」の創設など |
| 令和8年4月 | 「高次脳機能障害者支援法」施行 |
| 令和8年6月 | 障害福祉サービス等報酬改定 ・福祉・介護職員等処遇改善加算の拡充等 ・令和8年度における臨時応急的な見直し |
| 令和8年7月 | 「障害者雇用促進法」の一部改正 ・法定雇用率の引上げ（民間企業 2.5%→2.7%） |
| 令和9年4月 (予定) | 障害福祉サービス等報酬改定 |

6 調布市における取組

(1) パラハートちょうふ～つなげよう、広げよう、ともに生きるまち～

市では、「パラハートちょうふ」のキャッチフレーズのもと、さまざまな障害に対する理解を深め、一人ひとりが寄り添う心を持ち、手を取り合って暮らせる共生社会の充実に取り組んでいます。

(2) 「調布市手話言語条例」「調布市障害者の多様な意思疎通に関する条例」

調布市では、手話が言語であることや、障害の特性に応じた多様な意思疎通のための手段、配慮、支援等が広く理解されることで、障害者の権利を保障し、誰もが相互に尊重し合いながら安心して暮らすことができる共生社会の充実に目指して、調布市手話言語条例・調布市障害者の多様な意思疎通に関する条例を制定しました。

(令和6年9月25日施行)